瀬戸信用金庫

生命保険(特定保険契約)の代理店手数料開示等について

瀬戸信用金庫(理事長:水野和郎)は、平成29年2月より、お客さまにより適切な商品をお選びいただくため、下記のとおり「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますのでお知らせします。

記

1. 保険代理店手数料の開示

当金庫が保険会社から受領する生命保険(特定保険契約※1)の代理店手数料について、保険会社の同意を前提として自主的に開示することといたします。

生命保険の代理店手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することといたしました。

※1 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規則の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品の保険契約であり、具体的には変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する保険が対象になります。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当金庫が保険会社から受領する代理店手数料について、契約時に一括で受領する方式から、保険募集時のコンサルティングの対価として受領する「販売手数料」と保険契約後のアフターフォロー等の対価として受領する「継続手数料」に分けて受領する方式に変更いたします。

当金庫では、お客さまに適した商品・サービス等のご提供に向けた取組みを、今後も積極的に行ってまいります。

以上